

電子登録債権法制に関する中間試案についての意見書

2006年8月23日
日本弁護士連合会

【はじめに】

本中間試案では電子登録債権を指名債権・手形債権等既存の債権と異なる類型の債権とするが、機能としては従来の指名債権・手形債権の代替としての機能を営むものと考えられる。

このような債権の規律をどうするかは、従前の指名債権譲渡等の法規律や手形法の規律をもとに、電子登録であるという特性に従った法的規律を行うことが考えられるが、指名債権と手形とではその規律は全く異なっており、これらを果たして統一的に規律するのが可能なのか、理屈の上では可能であっても実務運用を行うに当たって無理はないのか、十分に検討する必要がある。

本法制の背景には、手形の電子化、一括決済システム、シンジケートローンの流動化及びキャッシュマネジメントシステムへの活用などという経済界における具体的ニーズがあるとのことであるが、本法制は電子登録債権の一般法を創設するものであるところ、たとえば住宅ローンや消費者金融の小口ローンなども対象となりうるものであるため、一般法としての本法制度の創設自体に懐疑的意見もある。また、管理機関に関する規律については今後金融審議会にて検討されることがあるが、本法制の重大な担い手の一つである管理機関に関するあり方・規律が全く定まっていない現状において、電子登録債権の実体法的側面のみを検討するというのは手順として不備であるとの意見も強く、管理機関のあり方ともあわせて慎重に検討する必要がある。

とくに、消費者保護の観点からは別紙当連合会消費者問題対策委員会の意見もあり、末尾に全文添付した。本意見書本体と意見を異にする部分もあるが、当連合会の意見として、両論存在することを示すもので、一方のみが当連合会の意見ということではない。

【各論】

第1 総則

1 電子登録債権の概念

電子登録債権（仮称）は、電子登録債権を発生させる原因となつた法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であつて、当事者の意思表示に加えて、管理機関（仮称）が作成する登録原簿（仮称）に登録

をしなければ発生及び譲渡の効力が生じない債権であって、指名債権・手形債権等既存の債権と異なる類型の債権とするものとする。

(注) 電子登録債権は、意思表示に基づいて発生する債権の一種であるから、電子登録債権法制において別段の定めをしない限り、民法の規定が適用される。

例えば、権利能力や行為能力については、民法の一般原則によって規律されることになる。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権の流通性を確保するためには、これを無因債権とする必要があり、また、登録を発生及び譲渡の効力要件とすることにより可視的なものとする必要がある。電子登録債権がこのようなものであるならば、それは当然に指名債権・手形債権等既存の債権とは異なる類型の債権となる。

なお、電子登録債権につき、民法の一般原則の適用を排除すべき理由がないことは当然のことと考えられる。

2 電子登録債権に係る意思表示

(1) 電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示

[A - 1案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるには、管理機関による登録の他、当事者間の契約及び当事者による登録の申請が要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとする。ただし、管理機関は、当事者の双方が登録の申請をしたことを確認すれば足りるものとする。

[A - 2案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるには、管理機関による登録の他、当事者間の契約及び当事者による登録の申請が要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとし、当該契約の申込み及び承諾は、それぞれ当事者の登録の申請及び管理機関による申請内容の相手方に対する通知により行わなければならないものとする。ただし、一方の当事者が相手方を代理して申請をする場合又は当事者が共同して申請をする場合には、管理機関は、申請内容を相手方に通知することを要しないものとする。

[B - 1案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるにつき、当事者間の契約は要件ではなく、当事者による登録の申請及び管理

機関による登録のみが要件となるものとする。この場合において、登録の申請は当事者の双方がしなければならないものとする。

[B - 2 案] 電子登録債権の発生・譲渡等の効力が生ずるにつき、当事者間の契約は要件ではなく、当事者による登録の申請及び管理機関による登録のみが要件となるものとする。この場合において、登録の申請は債務者・譲渡人等のみが行えば足りるものとする。

(注) B - 2 案は、債務者・譲渡人等による登録の申請及びこれに基づく管理機関による登録が行われれば、それだけで、発生登録に債権者として登録された者又は譲渡登録に譲受人として登録された者が電子登録債権を取得し、当該取得について何らの契約も要しないとするものである。

(注 1) 上記のいずれの案を採用したとしても、電子登録債権に係る意思表示（当事者間の契約締結の意思表示及び管理機関に対する登録申請の意思表示の双方を含む。）については、原則として、民法の意思表示に関する規定（93条以下）が適用されるが、電子登録債権の流通性を考慮して、第三者の保護について民法の特則を設けるものとする（(2)参照。）

(注 2) A - 1 案及びB - 1 案における当事者双方の申請には、共同申請のほかに、当事者のそれぞれが別の時期に同じ内容の申請をすることも含まれ、また、例えば、当事者の一方が管理機関宛に送信した申請書ファイルに当事者双方の電子署名がされているものも、共同申請に該当し、したがって当事者双方の申請に含まれることになる。

なお、このような当事者双方の登録申請について、各管理機関は、業務規程で、その方式を限定すること（例えば、共同申請の方式によらなければならぬものとすること）もできる（4(3)参照）。

(注 3) 上記の各案における「発生・譲渡等」の「等」とは、登録保証、質権設定などを指している。

【意見】

[A - 2] 案に賛成する。なお、[B - 2] 案には強く反対する。

【理由】

権利・義務の発生は当事者間の契約によるというのが民法の一般原則であり、かかる観点からすると、電子登録債権の発生に当事者間の契約を要しないとする [B - 1] 案及び [B - 2] 案は取ることができない。特に、[B - 2] 案による場合には、債権者は、その意思の関与なしに電子登録債権の受領を強制されることになるが、これは、利益の享受についても自らの意思によらずに強制されることがないという民法の原則に反するとともに、例えば、親事業者が下請業者に対して、その承諾なくして電子登録債権を発生させて、事実上、電子登録債権発生登録の際に一方的に定めた支払条件を強いるという弊害が生じる虞がある。加えて、[B - 2] 案には、債権者の意思が表示されていない場合に

電子登録債権に対する差押えがなされた場合、その差押えの有効性や、これを有効とした場合の事後の法律関係の処理に関して極めて複雑な法律問題を生じさせることになる。他方、[A - 1]案によると、登録外の契約が存在しないことが、いわゆる物的抗弁事由となるが、かかる登録外の契約の存否は、電子登録債権の譲受人が知りえる事由ではないのであるから、このような結論は電子登録債権の流通性を著しく害することとなる。したがって、[A - 1]案は採ることができない。以上の理由により、[A - 2]案に賛成する。

もっとも、[A - 2]案は、管理機関が一方の当事者の意思を他方の当事者に通知することにより契約の成立を認めようとするものであるが、[A - 2]案には、 管理機関がいかなる立場で一方の当事者の意思を他方の当事者に通知するのか、 管理機関が一方の当事者の意思を誤って通知したり、通知することを失念したりした場合の処理をどうするのか、 [A - 2]案も、その但書の場合には、必ずしも契約によるものとみることができないのではないか、などの問題があり、これらの点については、なお検討を要する。

(2) 意思の不存在・意思表示の瑕疵と第三者保護

- a. 電子登録債権に係る意思表示をした者は、善意かつ無重過失の第三者（詐欺による取消しにあっては、取消し後の第三者に限る。）に対して、心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺〔若しくは強迫〕による取消しを対抗することができないものとする。
- b. 電子登録債権に係る意思表示をした者が消費者（消費者契約法2条1項に規定する消費者をいう。以下同じ。）である場合には、民法の特則であるaは適用しないものとする。

【意見】

賛成する。なお、aについては、善意無重過失の第三者に対しては、強迫による取消しも対抗できないものとすべきである。

【理由】

電子登録債権の流通性を高めるためには、aのような第三者保護規定を設ける必要がある。なお、かかる観点からは、強迫による場合にも善意無重過失の第三者を保護すべきである（強迫の程度が著しい場合には、意思能力を欠いた状態での意思表示として無効とすることにより、表意者の保護は一定程度図られることになる。）。

また、消費者保護の観点からは、bの取扱いをすることが妥当である。

(3) 他人のためにする電子登録債権に係る意思表示

(前注) 他人のためにする電子登録債権に係る意思表示の方法としては、代理方式（代理人の氏名等を明らかにして意思表示を行う方式）と機関方式（代理人の氏名等を明らかにせず意思表示を行う方式）があるが、そのいずれについても、原則として、民法の規定が適用される。

例えば、他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者が、その権限を有しなかった場合（代理方式における無権代理の場合と、機関方式における本人の名義の冒用の場合）、当該行為は、本人がその追認をしなければ、本人に對してその効力を生じない（民法113条）が、表見代理の規定（民法109条、110条、112条）が適用又は類推適用されたときは、本人に効果が帰属することとなる。

また、本人が追認をしたときは、別段の意思表示がない限り、登録のときに遡って効力を生ずるが、第三者の権利を害することはできない（民法116条）
ただし、次のa及びbについては、民法の特則を設けるものとする。

a. 追認・追認拒絶の相手方

追認又はその拒絶は、電子登録債権に係る債務の債務者（発生登録における債務者及び登録保証人をいう。以下同じ。）又は電子登録債権の譲渡人がこれを行う場合にはその時における電子登録債権の債権者として登録されている者に対して、[電子登録債権の債権者又は譲受人がこれを行う場合にはその時における電子登録債権に係る債務の債務者として登録されている者に対して、それぞれ]しなければならないものとする。

(注) ブラケットは、電子登録債権の発生・譲渡等の要件等としての意思表示（(1)参照）につきB-2案を探る場合には不要になる規定であることを示すものである。

b. 他人のためにする意思表示をした者の責任

他人のために電子登録債権に係る意思表示をした者に対する民法117条2項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは「重大な過失」と読み替えるものとする。

(注1) 手形法8条2文・3文と同様の規定は設けないものとする。

(注2) 他人名義を冒用して電子登録債権に係る意思表示をした者についても、無権代理人の責任の規定が適用又は類推適用される。

【意見】

賛成する。

【理由】

無権代理行為等が追認されるかどうかについて最も利害関係を有しているのは現在の債権者であるから、追認の相手方も現在の債権者とすべきである。ま

た、電子登録債権の流通性の確保のためには、民法117条2項の適用に関しては、軽過失のあるものも保護すべきである。

(4) 申請を行うべき者が複数いる場合の登録の申請

- a. 債務者又は債権者が複数いる場合など登録の申請を行うべき者が2人以上である場合には、その全員が申請を行わなければならないものとする。
- b. 申請を行うべき者の一部に登録の申請をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものがある場合には、他の申請を行うべき者のみで登録の申請をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

登録を電子登録債権発生等の要件とする以上、aは当然である。また、bについても、登録の申請に代わる確定判決等があるのであるから、当然のことであると考えられる。

3 電子登録債権と原因関係等

発生登録・譲渡登録等の電子登録債権に係る登録の原因となった法律関係（原因関係）の有効性は、当該電子登録債権の有効性の要件とはしないものとする。

（注1） 原因関係が無効であることは、原因関係の当事者間における人的抗弁となる。

（注2） 一定の原因関係に基づいて電子登録債権を発生させる場合に、原因関係上の債権（原因債権）が消滅するかどうか、また、原因債権と電子登録債権が併存する場合に、いずれを先に行使すべきかについては、当事者の意思に委ねられる方向で、なお検討する。

【意見】

賛成する。

【理由】

原因関係の有効性を要件とせず人的抗弁とすることは電子登録債権の流通の確保のために必要であることから賛成する。

（注2）については当事者の自治に委ねるのが適当であり、また、立法で明

記しなくとも手形と同様に解釈論で対応できるものと考える。

4 登録

(1) 登録のあり方

- a. 管理機関は、この試案に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請がなければ、登録をすることができないものとする。
- b. 管理機関は、法令及び業務規程に従い適式な申請がされた場合等には、遅滞なく、当該申請等に基づき登録をしなければならないものとする。
- c. 管理機関は、同一の電子登録債権に関し、登録の申請が2以上あったときは、申請があった順序に従って登録をしなければならないものとする。
- d. 管理機関は、各電子登録債権ごとに区分して登録原簿を作成しなければならないものとする。
- e. 登録原簿は、磁気ディスクをもって調製しなければならないものとする。

(注) 登録原簿は、管理機関の事業の承継等がされる場合以外は、他の管理機関に移転されないものとする。

【意見】

賛成する。

ただし、b. の「遅滞なく」は、「直ちに」とすべきである。

【理由】

電子登録債権は、債権の内容や存在等を登録原簿に登録することによって可視化して、債権の存在や内容等の確認を容易にし、二重譲渡のリスクも軽減しようとするものである。電子登録債権制度の信頼性を確保するためには、適式な申請がなされたときには、時間差なく、それを登録原簿に記録することが必要不可欠である。したがって、「遅滞なく」ではなく「直ちに」とすべきである。

(2) 不実の登録の訂正

- a. 管理機関は、次のいずれかに該当する場合には、当事者の申請によらずに、登録事項の訂正をできるものとする。ただし、登録原簿上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の同意があるときに限るものとする。

申請の内容と異なる登録がされている場合
申請がないにもかかわらず、申請を要する事項について登録が
されている場合
管理機関が自らの権限により登録すべき事項について、事実と
異なる登録がされている場合
(注) 管理機関が不実の登録内容の訂正をする場合、その前又は後に当該
登録申請の当事者に対して、その通知をしなければならないものとするか
どうかについて、なお検討する。

b. 管理機関が a により登録内容の訂正をするときは、訂正日及び訂
正事項をも記録しなければならないものとする。

【意見】

賛成する。a.の(注)については、訂正後すみやかに通知を要するものと
すべきである。

【理由】

登録担当者の過誤やハッカーの侵入等によって申請の内容と異なる登録がな
されたような場合には、これが放置された場合にはその後の法律関係に悪影響
を及ぼすこと、及び、管理機関に後記(5)の損害賠償責任を免れる手段を与
えないことが適当であることから、当事者の申請を待つことなく管理機関にお
いて訂正できるとすることが適当である。ただし、他方で、登録原簿上の利害
関係を有する第三者が発生した後は、当該第三者の権利に影響を及ぼすことか
ら、管理機関による訂正を認めるべきではない。

ただし、 の事由に該当するか否かをチェックする機会を当該訂正にかかる
登録事項に関する当事者に与えるべきであり、そのために、訂正後すみ
やかに通知をする義務を管理機関に課すべきである。

(3) 申請の方式等

管理機関は、この試案に別段の定めがない限り、業務規程で、当事者
の申請及びその撤回の方式、申請事項の内容その他申請に関する事項を
定めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

申請の方式について規制が必要な事項は法律で規定し、それ以外は業務規程
に委ねることが適当である。

(4) 登録の権利推定効

登録原簿上、電子登録債権の現在の債権者として登録されている者は、当該電子登録債権を適法に有するものと推定するものとする。

(注) 「登録原簿上、電子登録債権の現在の債権者として登録されている者」には、支払等登録において支払等をしたことが登録されている登録保証人、民事保証人その他の支払等によって生じた法定代位により電子登録債権を取得した者を含んでいる。

【意見】

賛成する。

【理由】

現在債権者として登録されている者は債権者である蓋然性が高いことから債権者に権利の取得原因事実の立証責任を負わせる必要はないし、他方において支払免責の規定により債務者保護が図られるのでバランスを失することもない。

(5) 不実の登録についての管理機関の責任

管理機関は、登録原簿に当事者の申請と異なる内容が登録されたとき、申請がないにもかかわらず登録がされたとき又は管理機関が自らの権限により登録すべき事項について事実と異なる登録がされたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。[ただし、管理機関が[不可抗力によることを][その職務を行うについて注意を怠らなかったことを]証明した場合は、この限りでないものとする]

(注) この責任規定は、管理機関が記録した内容が当事者の申請内容と異なっていた場合、管理機関が過失等により当事者の申請がないにもかかわらず記録をした場合、管理機関が二重に発生登録をした場合、管理機関の従業員で登録原簿の管理権限を有しない者によって記録がされた場合、ハッキングによって記録がされた場合（履歴を記録することなく、発生登録等の内容が変更された場合（変造）を含む。）などについて適用される。

【意見】

管理機関は無過失責任を負うものとすべきである。

【理由】

登録は管理機関の支配領域内で生じるものであることから、管理機関が全面的に責任を負うべきである。無過失責任を負うことのリスクは手数料等や保険

によってカバーすることができるものと解される。

(6) 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任

[A案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の不法行為責任については、特段の規定を設けず、民法の規定（709条、715条）によって処理するものとする。

[B案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の不法行為責任の適用については、過失が推定されるものとする。

[C案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関は、無過失責任を負うものとする。

（注）申請権限のない者の申請としては、無権代理人による申請や他人名義の冒用による登録の申請がある。

（後注）申請者の行為能力の制限や意思の不存在・意思表示の瑕疵を看過して申請を受けた管理機関の注意義務及び責任については、特段の規定を設けない（民法の一般原則に従うこととなる結果、管理機関は、原則として責任を負わない。）ものとする。

【意見】

[C案]に賛成する。

【理由】

電子登録債権に関する信頼は、まずは管理機関が適正に運営されることによる。したがって、管理機関は、申請権限を有する者による申請かどうかを確認する義務があるというべきであり、登録原簿を管理している以上、申請権限のない者の申請に基づき登録をした場合には、管理機関が無過失責任を負うべきである。

第2 電子登録債権の発生

1 電子登録債権の発生の要件

電子登録債権は、当事者の意思表示に加えて、発生登録をしなければ発生しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権も当事者の意思表示に基づいて発生する私法上の債権であることから、私法の一般原則に従うべきで、妥当である。

2 発生登録手続

(1) 当事者の申請

a. 必要的申請事項

発生登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の金額

(注) 債権額は、確定した金額で申請しなければならないものとする。

債務者の氏名又は名称及び住所

債務者が2人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帯債務であるときはその旨、可分債務であるときは債務者ごとの電子登録債権の金額

(注) 債務者の共同相続については、可分債務説を探ることを前提として、この試案を作成しているが、可分債務になることは民法の原則どおりであるから、試案に特段の定めを設けていない。この場合における共同相続人名義への登録手続については、第6の2(1)c口参照。

債権者の氏名又は名称及び住所

債権者が2人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの電子登録債権の金額

(注) 債権者の共同相続の場合の取扱いについては、次の2つの案があるところ、共同相続人間の紛争に管理機関が巻き込まれないようにするという観点をも考慮しつつ、共同相続人名義への登録手続（第6の2(1)c口参照と併せて、なお検討する。

[A案] 電子登録債権は、共同相続の場合には、当然に共同相続人間で相続分に従って分割されるが、一部譲渡が禁止又は制限されている電子登録債権の場合には、当該禁止又は制限に反する形での一部譲渡の登録をすることはできないものとする。

[B案] 電子登録債権は、共同相続の場合には、不可分債権になるものとする。

支払期日

(注) 支払期日は、確定日で申請しなければならないものとする。

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は

名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

(注) 電子登録債権の必要的発生登録事項の一部の補充を債権者に委ねる、
白地手形類似のものは認めないものとする。

b. 法定の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、発生登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。

支払方法に関する事項

(注) 例えば、支払先口座として登録された口座に振込をして支払をする旨等が考えられる。

支払期日に関する事項

(注) 例えば、期限の利益喪失約款等が考えられる。

分割払とする旨及び各支払期日における元本の支払額

利息及び遅延損害金に関する事項

(注) 例えば、確定利率や変動利率等が考えられる。

電子登録債権が債権者を受託者とする信託財産となる場合には、
信託財産である旨

譲渡、登録保証又は質権の設定の制限に関する事項（第3の2参照）

善意取得及び人的抗弁の切斷に関する事項

[A案] 発生登録における当事者は、善意取得及び抗弁の切斷の規定のいずれをも適用しない旨の登録の申請をすることができるものとする。

[B案] 発生登録における当事者は、抗弁の切斷の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできるが、善意取得の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできず、善意取得の規定を適用しない旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

[C案] 何人も善意取得又は抗弁の切斷の規定を適用しない旨の登録の申請をすることはできず、その旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

(注) B案又はC案を探る場合には、管理機関は無益的登録事項となる事項を記録してはならないとすることも考えられる。

c. 法定外の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、発生登録の申請において、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

a.について

【意見】

ないし 及び ないし については、賛成する。

については、[A案]に賛成する。

【理由】

について、[A案]は、金銭債権は、共同相続の場合には、当然に相続人の相続分に応じて分割するという判例理論を前提にしており妥当である。

共同相続人間の紛争に管理機関が巻き込まれないようにすべきだという点については、被相続人名義から相続人名義への変更登録手続の申請を、全相続人が共同で行わなければならないと規定すれば問題はない。

b.について

【意見】

ないし については、賛成する。

については、[A案]に賛成する。

【理由】

について、電子登録債権は、多様な用途で用いられることが予定されており、発生登録における当事者の意思は尊重されるべきであるから、善意取得及び抗弁の切断の規定のいずれをも適用しない旨の登録の申請を認めて良いと考える。

なお、善意取得や抗弁の切断の規定を適用しない旨の意思表示は、明瞭になされることを要することはいうまでもない。

c.について

【意見】

あえて反対はしない。

(2) 管理機関による登録

管理機関は、発生登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(1) a の から までの事項並びに b 及び c に掲げる事項

管理機関が業務規程において譲渡の制限に関する事項その他の電子登録債権に係る私法上の権利義務の制限に関する事項を定めている場合には、その内容

(1) a の 事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

電子登録債権の番号

登録日

(注1) 登録原簿に記録することにより当該電子登録債権を無効とする有害的登録事項は、これを設けないものとする。

(注2) 業務規程により申請事項を制限した場合には（第1の4(3)参照）、その対象となる事項については、申請をすることができないから、登録がされることもないという整理である。

【意見】

本文の「遅滞なく」という文言は、「直ちに」と改められるべきである。

ないし の登録事項については、賛成する。

なお、 の登録日について、中間試案の補足説明によると、電子登録債権の発生日である登録日を後日とする登録の申請も予定しているようであるが、そうであるとすると、申請日 登録原簿記載日 登録日という3つの日付が存在することになるのであろうか。

例えば、平成18年9月1日に申請して、同月2日に登録原簿に記載され、登録日（電子登録債権の発生日）を平成19年12月1日とする電子登録債権の発生も認めるという趣旨なのであろうか。

仮に、そのような登録日の設定を認めるのであれば、申請から登録日までの期間は、例えば、申請の日からせいぜい6ヶ月以内とするなど、その期限を限定すべきではないだろうか。

権利関係を明瞭にし、電子登録債権の法的安定性を求めるのであれば、登録原簿記載日 = 登録日とするのが簡明であるが、登録日を後日とする登録の申請を認めるとしても、登録日までの期間は、出来るだけ短期間であることが望ましいと考える。

【理由】

電子登録債権の申請においては、電子的方法により申請することが予想され、管理機関によってあらかじめ定められた電子式の登録用紙を用いるようになると思われるところ、管理機関においては、申請内容の形式的審査のみで登録するようになるから、登録用紙の内容をそのまま登録原簿に転記すれば済むので、登録に要する時間は、極めて短時間であると思われる。

そうであるならば、登録日まで数日を要することは考えられないから、「直ちに」と規定することは可能であると思われる。

電子登録債権の申請者にとっては、申請後、いつ登録されるかは重大関心事であり、申請時に登録日が予想されることが法律関係の安定化をもたらすもの

であるから、「遅滞なく」などという規定は極力避けるべきであると考える。

第3 電子登録債権の譲渡

1 譲渡による移転の要件

電子登録債権を譲渡する場合には、当事者の意思表示に加えて、譲渡登録をしなければ、移転の効力は生じないものとする。

(注) 電子登録債権の債権者に相続その他の一般承継が生じた場合又は法定代位が生じた場合には、電子登録債権は、譲渡登録を要件とせずに 移転するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権の概念を受けて、移転の効力要件を明示した規定である。

2 電子登録債権の自由譲渡性

[A案] 電子登録債権については、全面的な譲渡禁止特約をすることはできないものとする。

[B案] 譲渡禁止特約についての特則は設けず、電子登録債権についても譲渡禁止特約を認めるものとする。

(注1) A案は、管理機関が業務規程で譲渡の禁止について定めていない場合に当事者が全面的な譲渡禁止特約を定めること及び全面的な譲渡禁止を管理機関が業務規程によって行うことのいずれも認めない(第1の4(3))の「別段の定め」として、全面的な譲渡禁止の定めを業務規程に置くことが許されない旨の定めを設ける。)との立場である。

(注2) A案を探る場合であっても、電子登録債権の発生登録の当事者が、管理機関が業務規程で定める範囲内において、全面的な譲渡禁止特約以外の譲渡の制限に関する登録(当該電子登録債権の譲渡の相手方、譲渡(譲渡登録)の回数又は譲渡期間を制限する登録等)をすることはできるものとする。

(注3) 業務規程により譲渡の回数・譲渡期間を制限した場合には(第1の4(3)参照)、当事者の申請がなくとも、その内容が登録される(第2の2(2) 参照)。

【意見】

[B案]に賛成する。

【理由】

[A案]は、譲渡禁止特約を認めることができない旨の定めを設ける。

阻害事由となっているので、電子登録債権を譲渡の確実性、信頼性の高い制度とすることにより、これが資金調達手段として活用されることを期待しているものとみられるが、電子登録債権の意義は資金調達手段だけではないこと、[A案]によつても、譲渡回数を1回とすることを認めるなど譲渡制度を全面的に禁止するものではないとしていることから、民法の原則（民法466条2項）どおり譲渡禁止特約を認めてよいと解する。

3 譲渡登録手続

(1) 当事者の申請

a. 必要的申請事項

譲渡登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

譲渡する電子登録債権の番号

譲受人の氏名又は名称及び住所

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

譲渡登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合（業務規程による譲渡の制限については、その旨の登録がされている場合に限る。）を除き、譲渡登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

電子登録債権の一部を譲渡する場合においては、次に掲げる事項

イ 電子登録債権の一部を譲渡する旨

ロ 一部譲渡される電子登録債権の金額

ハ 一部譲渡の元となった電子登録債権の登録原簿に一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、一部譲渡される電子登録債権について、更に一部譲渡をすることができる回数

電子登録債権が譲受人を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨

（注） 発生登録における「別段の定め」には、一部譲渡の禁止、一部譲渡の回数の制限、一部譲渡がされた後の各電子登録債権の債権額の制限

等があると考えられる。

c. 法定外の任意的申請事項

譲渡登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、譲渡登録の申請に当たり、a 及び b に掲げる事項以外の事項の記録を求めることが出来るものとする。

【意見】

賛成する。

(2) 管理機関による登録

a. 原則

管理機関は、譲渡登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項の記録をしなければならないものとする。

当事者の申請した(1) a , b 及び c に掲げる事項

一部譲渡に関する事項 ((1) b の に掲げる事項) がある場合には次に掲げる事項

イ 一部譲渡する旨

ロ 一部譲渡後の電子登録債権の残額

ハ 一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、当該電子登録債権について、更に一部譲渡をすることができる回数

二 一部譲渡により譲渡登録がされた電子登録債権の番号

(1) a の の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

登録日

b. 一部譲渡される電子登録債権についての登録

管理機関は、譲渡登録の申請において、一部譲渡に関する事項 ((1) b の に掲げる事項) がある場合には、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項の記録を行わなければならないものとする。

当事者が申請した(1) b の ロ及びハに掲げる事項

電子登録債権の番号

一部譲渡の元となった電子登録債権の登録原簿に記録されていた事項 (債権額及び一部譲渡の回数の制限の登録を除く)

登録日

【意見】

賛成する。

ただし、(2) a本文の「遅滞なく」は、「直ちに」とすべきである。

【理由】

電子登録債権においては、債権者の移動、その内容の変動が特に迅速に明示されることが要請されているので、「遅滞なく」ではなく「直ちに」とすべきである。

他には特に問題はないと思われる。

4 譲渡登録の効力

(1) 権利移転の効力

譲渡登録がされることによって、電子登録債権及びこれに付随する権利（基本権としての利息債権、登録保証債務履行請求権が含まれる。）が移転されるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権は、その発生のみならず移転も登録を効力発生要件とするものとする立法趣旨に則した規定である。

(2) 善意取得

譲渡登録の申請により電子登録債権について譲渡登録を受けた者は、悪意又は重大な過失がある場合を除き、当該電子登録債権を取得するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権は手形債権と異なる制度として立法されるものであるが、その相違点は、権利の発生が券面の作成ではなく発生登録であり、権利の移転が裏書ではなく移転登録である（電子登録債権の移転は、紛失のリスクがある券面の記載（裏書）によるのではなく、紛失のリスクがない管理機関における移転登録による）という点にとどまり、いずれも、権利移転の形式的要件に権利推定効が認められること（手形につき手形法 16 条 1 項、電子登録債権につき試案 6 頁(4)）に照らすと、電子登録債権の譲受けにつき形式的要件を具備した者の権利の善意取得も、手形債権と同様の要件のもとに認

めるのが妥当と思料する。

(3) 人的抗弁の切斷

a. 原則

電子登録債権に係る債務の債務者は、原則として、譲渡人に対する人的関係に基づく抗弁をもって譲受人に対抗することができないものとする。

b. 例外

[A案] 譲受人が債務者を害することを知って電子登録債権を取得したときは、債務者は、当該抗弁をもって譲受人に対抗することができるものとする。

(注) 「債務者を害することを知って」とは、「電子登録債権の支払期日において債務者がある特定の抗弁を主張することが確実であることを認識して」という意味である。

[B案] 譲受人の主觀にかかわらず、登録原簿に登録がされている抗弁に限り譲受人に対抗することができるものとする。

【意見】

原則に賛成し、例外については、[A案]に賛成する。

【理由】

a.について

電子登録債権は、手形債権との対比において、権利の移転が裏書ではなく移転登録であるという違いがあるにせよ、手形と同様に、債務者の関与なしに権利が移転し、かつ、登録に権利推定効及び善意取得が認められるなど、外観を信頼して取引に入る第三者保護の制度を有するものであるので、電子登録債権の債権者と債務者の人的関係に基づく抗弁も、手形と同様に、当該電子登録債権の譲受人に対抗することができないとして、第三者保護を図ることが妥当である。

b.について

原則として人的抗弁が対抗できないとするのは、流通性を促進するためであるので、例外として対抗し得る抗弁を、登録されたものに限定するのでは、債務者は、保守的になり、想定し得るあらゆる抗弁を登録するということになりかねず、債権の内容が複雑化し、流通性の促進に反することになる。

原則を人的抗弁の切斷とする場合に、例外として人的抗弁が接続する事由は「登録されたもの」という画一的処理に馴染むものではなく、実質的判断をなし得る譲受人の主觀によるとするのが妥当と思料する。

(4) 消費者保護

電子登録債権に係る債務の債務者が消費者である場合には、人的抗弁の切断の規定の適用はないものとし、電子登録債権の譲渡人が消費者である場合であって、当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないときは、善意取得の規定の適用はないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権は手形債権と比べて個性のある債権となり得、しかも、消費者がその債務者若しくは債権者となることが妨げられていないので、かかる債権が電子登録であるがゆえに流通の便宜や管理機関の負担軽減の見地から一律に抗弁が切断され善意取得の制度が適用されるのは妥当でなく、消費者保護の見地からの手当てが必要である。

(5) 支払期日後の譲渡登録

[A案] 支払期日後の譲渡登録であっても、支払期日前の譲渡登録と同様の効力を有するものとする。

[B案] 支払期日後の譲渡登録には、善意取得及び人的抗弁の切断の規定の適用はないものとする。

(注) 支払期日後に電子登録債権の譲渡を受けた者等が、錯誤等による意思表示の無効や詐欺等による意思表示の取消しの場合の第三者保護規定（第1の2(2)参照）の適用によって保護されることの可否についても、併せて検討する。

【意見】

[B案] を支持する。また、支払期日後の譲受人は、意思表示の瑕疵等につき民法の適用を受けないとすべきである。

【理由】

支払期日後に弁済により消滅していない債権はなんらかの問題がある債権と考えるのが取引通念上一般というべきであり、電子登録債権であってもかかる問題債権の流通性を保護する必要性は高くないので、当該債権の譲受人を、善意取得、人的抗弁の切断、意思の瑕疵の対抗の制度によって、指名債権の譲受人より保護する合理性は大きくない。

なお、分割払いの定めがある電子登録債権については、当該分割支払いの対象となる各債権部分について、対応する分割払期日が、善意取得、人的抗弁の

切断、意思の瑕疵の対抗の各制度による保護の不適用となる「支払期日後」に該当すると解することにより、一貫性が保てると思料する。

第4 電子登録債権の消滅等

1 支払の方法

電子登録債権の支払期日における支払の方法については、法令上は規定を設けないものとする。

(注1) 発生登録における当事者が任意的登録事項として支払方法を登録した場合にはその方法によって支払い、その登録がされていない場合には民法484条や商法516条により債権者の住所や営業所に持参して支払うことになる。

(注2) 手形法39条2項のような規定は設けず、一部支払については民法に従つて取り扱うものとする。

(注3) 支払期日前の支払や、支払期日後の支払については、支払期日における支払と異なる規定(手形法40条1項及び2項のような規定)は設けないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権は、手形債権と異なり、その内容は画一的なものが予定されているのではないため、支払方法についても任意的登録事項として当事者の任意の合意に委ね、またかかる合意がない場合には民商法の原則に従わせれば足りると思料する。一部支払についても、手形のような強行規定を設ける合理的根拠はとくにないと思料する。

また、電子登録債権が転々流通を予定してはいるが、債権者の債権を支払期日まで保有し又は流通させる期待は、債務者が期限の利益を放棄して期限前弁済をすることを企図する場合にまで保護すべきものとは考えられず、従って、債務者が期限前弁済をする場合に債務者のリスクを加重するような規定を設けるのは妥当でない。

2 支払免責

[A案] 電子登録債権の債権者として登録されている者で当該電子登録債権を有しないもの又は電子登録債権の質権者として登録されている者で当該電子登録債権の取立権を有しないものに対してした支払は、当該支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとする。

[B案] 電子登録債権の債権者として登録されている者で当該電子登録債権を有しないもの又は電子登録債権の質権者として登録されている者で当該電子登録債権の取立権を有しないものに対してした支払は、当該支払をした者の主觀を問わず、支払としての効力を有するものとする。

【意見】

[A案]に賛成する。

【理由】

支払い免責の規定は、保護に値する弁済をなす債務者の人的範囲を画するためのものであり、会社法における株主名簿の記載による会社の通知・配当と異なり、債務者の画一処理による便宜を図るものではないので、悪意・重過失ある債務者の弁済まで有効とする必要はない。

3 支払等の効力と支払等登録との関係

(1) 支払を受けた債権者との関係

電子登録債権に係る債務の債務者が債権者に支払をした場合には、支払等登録をしていないときであっても、債権者は、更に支払の請求をすることはできないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

支払を受けた債権者に、支払等登録がされていないことを理由として再度の支払請求を認めるのは不合理である。

(2) 支払を受けた債権者以外の者との関係

電子登録債権に係る債務の債務者が債権者に支払をした場合において、支払等登録をしていないときは、弁済の抗弁は、人的抗弁として取り扱われるものとする。

(注) 弁済の抗弁を人的抗弁として取り扱うことになることから、支払期日後の譲渡登録について、人的抗弁の切断の効力を認めるか否か(第3の4(5)参照)によって、支払等をした者で支払等登録をしていなかったものが取得者に弁済の抗弁を主張することができるかどうかが決せられることとなる。

【意見】

賛成する。

【理由】

弁済の抗弁を物的抗弁と考えると、支払期日前に弁済されたが支払等登録がなされない前に第三者が当該電子登録債権を取得した場合、取引の安全が害されるので賛成できない。電子登録債権の消滅についてその登録を効力発生要件とする合理的理由は考えられない。

(3) 支払等登録の申請の承諾請求権

- a. 電子登録債権について支払等があった場合には、当該支払等をした者は、当該電子登録債権の債権者、質権者又は差押えをした債権者（以下「債権者等」という。）として登録されている者に対して、当該電子登録債権の支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。
- b. 電子登録債権に係る債務の支払をする場合には、aにかかわらず、当該支払をする者は、債権者等に対し、支払をするのと引換えに、支払等登録の申請をすることについて承諾すべきことを請求することができるものとする。

（注）「支払等」とは、支払、相殺等の債権の消滅原因事実を指すものである。

【意見】

賛成する。

【理由】

債務の支払等をする者が、支払等と当該電子登録債権の支払等登録の申請の承諾とを同時履行の関係にたつと考えるのは当然である。

4 支払等登録

(1) 当事者の申請

a. 申請権者等

- イ. 債権者等として登録されている者又はその一般承継人は、単独で支払等登録の申請ができるものとする。

（注）質権者は、被担保債権の支払を受けたときは、当該被担保債権について支払を受けた旨の支払等登録の申請を行うことになる。

また、質権者が直接取立権により電子登録債権を行使して支払を受けたときは、当該電子登録債権及び被担保債権について支払等登録の申請を行うことになる。

Ⅳ. 債権者等の全員の承諾がある場合における電子登録債権の支払等をした者も、イと同様とするものとする。

(注) 電子登録債権の支払等をした者は、3(3)により債権者等に承諾をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものを取得すれば、口により、当該支払等をした者のみで支払等登録の申請をすることができることになる。

b. 必要的申請事項

支払等登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の番号

支払等に係る債権の特定に関する事項

(注) 発生登録に係る債務か、登録保証債務か等支払を受けた債権を特定するために必要な事項のことである。

支払等に係る債権の金額

支払等の内容

支払等があった日

支払等をした者の氏名又は名称及び住所並びにその者が支払等をすることについての正当な利益の有無

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

c. 法定外の任意的申請事項

支払等登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、支払等登録の申請において、bに掲げる事項以外の事項の記録を求めるができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

まず、支払等があった場合に、保証人等による法定代位との整合性をとるため、抹消登録の考え方ではなく、支払等登録をするという本試案の考えに賛成する。

a.申請者については、支払等登録により債権者等として登録されている地位を喪失する債権者等又はその一般承継人からの申請であれば、当該申請の真実性は担保される。一方、債務者等にとっては支払等登録をすることにより二重

払いの危険を回避するため、登録されている地位を喪失する債権者等全員の承諾を得て支払等登録を申請できるとする必要がある。

質権者による当該被担保債権についての支払等登録の申請、又は当該電子登録債権及び被担保債権についての支払等登録の必要性もあり、本試案に賛成する。

b.及びc.ともに合理的である。ただし、b.の「支払等をすることについての正当な利益の有無」の判断は第一次的には管理機関に委ねられることになるが、各管理機関によって判断が区々になるおそれもある。そこで、たとえば模範業務規程案などを作成して、正当な利益の有無の判断をするに必要な添付資料を統一的に定める必要などがあるものと思料する。

(2) 管理機関による登録

a. 当事者の申請による支払等登録

管理機関は、支払等登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(1)bのからまで及びcに掲げる事項

(1)bのの事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

登録日

b. 当事者の申請によらない支払等登録

管理機関が電子登録債権の支払に係る送金手続をする場合には、管理機関は、入金手続を終えた後（債権者の支払先口座に入金がされたことを確認した後）、直ちに、当事者の申請によらずに、(1)bからまでの事項及び登録日を記録しなければならないものとする。

（注）管理機関が、送金手続と当事者の申請によらない支払等登録の同期性を確保するために、業務規程で支払期日後の一定期間のみについて譲渡登録を禁止することもできると考えられる。

【意見】

原則として賛成する。ただし、a.の「遅滞なく」は「直ちに」とすべきである。

【理由】

電子登録債権制度の信頼性を確保するためには、債務者等の二重払いの危険を回避できる制度的保証が存在することが望ましい。そのため、支払があった場合には時間差なく支払があったことが登録される必要がある。したがって、a.の「遅滞なく」ではなく「直ちに」記録すべきである。

また、管理機関が支払があったことを知ったときには、当事者からの申請がなくとも管理機関自ら支払等登録をしなければならないと考えるが、通常、管理機関は支払があったかどうかについては閑知するところではない。しかしながら、b.に記載されたように、管理機関が電子登録債権の支払に係る送金手続を行う場合には、支払があったことを自ら知る場合に該当するのであるから、当事者の申請によらず支払等登録を行わなければならないとするのが合理的である。ただし、管理機関による入金手続の完了によっても、債権者の支払口座に入金されたかどうかは不確実であり、支払口座に着金したときに支払があつたと解されるのであるから、入金の確認をした後、直ちに、自ら支払等登録をする必要があると思料される。

さらに、送金手続をした管理機関は、債権者の支払口座への入金が確認されるまでの一定期間、譲渡登録を禁止するとの業務規程を置くべきである。自ら支払手続を行っていながら、入金の確認ができないために支払等登録を行わない間に、自ら譲渡登録の申請を受けるのは自己矛盾であり不合理である。

5 弁済以外の消滅原因

(1) 相殺

電子登録債権が相殺により消滅した場合であっても、支払等登録をしない限り、相殺の抗弁は人的抗弁として取り扱われるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

支払いの場合とのバランスからいっても、人的抗弁として扱うのが適切である。

(2) 混同

- a. 電子登録債権に係る債務の債務者は、当該電子登録債権を取得した場合であっても、支払等登録をしない限り、混同（民法520条本文）による債務の消滅を主張することはできないものとする。
- b. 電子登録債権の発生登録における債務者は、当該電子登録債権を取得した場合であっても、登録保証債務の履行請求権行使することはできず、また、登録保証人は、自己が登録保証をした電子登録債権を取得した場合であっても、他の登録保証人に対する登録保証債務の履行請求権（自己が登録保証債務を負担する前に取得したことがあるも

のを除く。) を行使することはできないものとする。

【意見】

a . b . いずれも賛成する。

【理由】

a .について

支払い、相殺の場合とのバランスからいっても人的抗弁として扱うのが適切である。また、電子登録債権に係る債務の債務者が電子登録債権を取得した場合、手形における戻し裏書の場合と同様、取得者 = 債務者がその電子登録債権を再度流通におきたいと希望する場合が考えられる。電子登録債権の流通性を高めるという観点からしても混同により直ちに消滅させない方が合理的と思われる。

b .について

いずれの場合も登録保証債務の履行請求権行使することを認めると、求償に関して無駄な循環を繰り返すことになり、不当である。したがって、自分が登録保証債務を負担する前に取得した場合を除き、登録保証債務の履行請求権を認めないことが合理的である。

(3) 消滅時効

(前注) 消滅時効については、以下に掲げる事項のほかは、民法の消滅時効に関する規定が適用される。

電子登録債権（登録保証債務の履行請求権及び特別求償権を含む。）は、支払期日から3年間、行使がされないときは、時効によって消滅するものとする。

(注) 電子登録債権が時効により消滅した場合に、電子登録債権の債権者が、発生登録における債務者や登録保証人に対し、これらの者が受けた利益の限度において償還請求をする権利（手形における利得償還請求権のようなもの）について、法令上の規定は設けないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

手形とのバランスからいっても、時効期間を3年間とすることは適切である。また、手形の裏書自体によって発生する遡求義務（時効期間1年、又は6ヶ月）の場合と異なり、登録保証債務の場合は、積極的に登録保証債務を負担する行為を行なうことから、消滅時効期間を特別に短くする必

要はなく、一律3年間とすることに合理性がある。

手形の利得償還請求権は、手形の遡求権の保全手続が煩雑で、手続の不備によって遡求権を失うおそれがあること、遡求義務の時効期間が短いことなどの不都合をカバーするために認められた制度であるといわれるが、電子登録債権の場合は、このような事情は認められないので、利得償還請求権のような制度を認める必要はないと思われる。

第5 登録保証等

(前注1) 「登録保証」とは、電子登録債権に係る債務を保証するものであって、登録原簿に登録しなければ効力を生じない保証をいい、電子登録債権について登録原簿への登録によらずに締結される保証契約(これは民法上の保証であり、以下「民事保証」という。)とは別のものである。

(前注2) この試案に別段の定めがない限り、保証に関する民法の規定に従うという前提である。

1 登録保証の要件等

登録保証は、保証登録をしなければ、その効力を生じないものとする。

(注) 管理機関は、業務規程により保証登録の申請を禁止又は制限することができる(第1の4(3)参照)。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権が手形の代替として活用することが想定されることから、手形保証と同様の債務内容を持った特殊な保証債務を創設する必要性が認められる。電子登録債権に係る発生登録の場合と同様に処理すべきことから、保証登録を要件とすべきである。

なお、管理機関のシステムコスト負担の回避又は軽減等の観点から、業務規程による保証登録の申請の禁止又は制限も認められてよい。

2 登録保証の内容

(1) 保証の範囲の限定

保証登録の当事者は、管理機関が業務規程で定める範囲内で、登録原簿に登録することにより、登録保証債務の内容(保証債務額等)を限定

することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

実務上保証債務の内容を限定する必要が認められるので、登録を要件にこれを限定できるとすることが合理的である。

(2) 登録保証には、民法452条(催告の抗弁)、453条(検索の抗弁)、456条(数人の保証人がある場合)及び458条(連帯保証人について生じた事由の効力)の規定は適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

手形保証の場合同様、登録保証債務の独立性が認められるべきであり、独立性に抵触する民法のこれらの規定を適用しないことが合理的である。

3 登録保証の独立性

(1) 独立性

登録保証債務は、その主たる債務者が申請に係る意思表示の無効、取消し等によりその債務を負担しない場合であっても、その効力を妨げられないものとする。

(注) 「無効、取消し等」の「等」とは、そもそも主たる債務者が債務負担の意思表示をしていない場合(名義の冒用)等を指すものである。

【意見】

賛成する。

【理由】

手形保証の場合と同様、独立性を認めることが合理的である。

(2) 主たる債務者の相殺権の行使

登録保証には、民法457条2項(主たる債務者の債権による相殺の主張)の規定は適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

登録保証の独立性を重視すべきことから、相殺を認めるべきではない。

(3) 時効中断

主たる債務者に対する時効中断の効果（民法457条1項参照）は、登録保証人には及ばないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

前同様、登録保証の独立性を重視すべきことから、時効中断効を及ぼすべきではない。

4 保証登録手続

(1) 当事者の申請

a. 必要的申請事項

保証登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の番号

登録保証である旨

保証人の氏名又は名称及び住所

主たる債務者の氏名又は名称及び住所

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

保証登録の申請の当事者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、保証登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この

限りでないものとする。

保証債務の内容の限定に関する事項

保証登録における債権者に対する抗弁をその後の譲受人に対抗することができる旨

c. 法定外の任意的申請事項

保証登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、保証登録の申請に当たり、a 及び b に掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

いずれも合理的である。

(2) 管理機関による登録

管理機関は、保証登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(1) a の から まで、b 及び c に掲げる事項

(1) a の の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

登録日

【意見】

賛成する。

ただし、本文の「遅滞なく」は、「直ちに」とすべきである。

【理由】

電子登録債権においては、債権の内容等を迅速に明示することが要請され、また登録保証は登録されなければ効力が発生しないものであるから、申請があったときには「遅滞なく」ではなく「直ちに」記録すべきである。

5 特別求償権

(1) 登録保証人が登録保証債務を履行した場合において、支払等登録がされたときは、民法459条、462条、464条及び465条の規定にかかわらず、その登録保証人は、次に掲げる者に対して、履行した額及び履行した日以後の遅延損害金及び支出した費用で避けることができ

なかったものを請求することができる権利（以下「特別求償権」という。）を有するものとする。

主たる債務者

自己の主たる債務と同一の債務を主たる債務とする登録保証人（以下「共同保証人」という。）

主たる債務者として登録された者が、債務を負担してそれを支払ったとすれば、特別求償権を行使することができる者

【意見】

賛成する。

【理由】

いずれも合理的である。

(2) 他の共同保証人（登録保証債務を履行した者が当該債務を負担する前に取得した登録保証債務履行請求権に係る保証人を除く。）に対する特別求償権は、各自の負担部分についてのみ行使することができるものとする。

（注）(3)の場合を除き、民法の原則に従い、特段の合意がない限り、共同登録保証人間の各自の負担部分は等しいものとなる。

【意見】

賛成する。

【理由】

いずれも合理的であるが、上記試案のうち「（登録保証債務を履行した者が当該債務を負担する前に取得した登録保証債務履行請求権に係る保証人を除く。）」という表現はわかりづらいとの指摘もあり、条文化に当たっては工夫をお願いしたい。

(3) 登録保証人は、自己の登録保証債務についての債権者となったことがある他の共同保証人に対しては、特別求償権を行使することができないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

他の共同保証人の特別求償権の範囲を定めるものとして合理的な考え方である。

(4) 登録保証には、民法463条(通知を怠った保証人の求償の制限)の規定は適用しないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

登録保証は独立性を有しており、また支払の事実は支払等登録がされることによって明らかであるから、民法463条の適用を制限するのが合理的である。

(後注1) 特別求償権は、基本的には電子登録債権としての性質を有するものであることを前提としている。例えば、特別求償権の発生には、支払等登録を受けることが必要であり、また、弁済者が特別求償権を譲渡する場合には、譲渡登録を要し、民法の定める指名債権譲渡の方式により譲渡を行うことはできない。

なお、特別求償権を譲渡登録によって譲渡した場合には、登録保証人が法定代位により取得した電子登録債権もこれに伴い移転することとなる。

(後注2) 登録保証人は、一部支払をした場合であっても、支払等登録をすることにより、特別求償権を行使することができる(第4の4(1)aイ、口、b、(2)a参照)。

(後注3) 登録保証人は、「弁済をするについて正当な利益を有する者」に該当するから、登録保証人が弁済した場合には、法定代位により、弁済を受けた者が有する電子登録債権や当該電子登録債権を被担保債権とする担保権を取得する(民法500条)。

特別求償権は、保証人の求償権の特殊なものであるから、登録保証人は、自己の権利に基づいて求償することができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができるところとなる(民法501条)。

したがって、登録保証人が弁済をしたにもかかわらず、支払等登録をしていない場合には、特別求償権を行使することができないから、代位した電子登録債権を使えることもできないことになる。

(第5関係後注) 譲渡人の担保責任は、発生登録における債務者の支払を担保するものであるところ、登録保証に独立性を認めることにより、担保責任は、譲渡人が発生登録における債務者を登録保証することによってまかなうことができるため、手形における担保責任(遡求義務)のような規律は設けないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

いずれも合理的である。

第6 登録事項の変更

(前注)登録事項の変更には、登録の申請に過誤があった場合、当事者が電子登録債権の内容を変更する旨の合意をした場合、商号変更等により当事者の属性が変更された場合、電子登録債権又はこれに係る債務について一般承継が生じた場合等いかなる原因であるかにかかわらず、登録原簿に記録された事項を変更する場合をすべて含む。

また、登録事項の変更については、登録事項が別の内容となる場合のみならず、登録の申請に錯誤があり、登録事項の全部又は一部が削除される場合も含まれる。

1 意思表示による電子登録債権の内容の変更の要件

意思表示による電子登録債権の内容の変更は、当該意思表示に加えて、変更登録をしなければその効力を生じないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権の内容の変更をすることは、新たな電子登録債権の内容を発生させることと同視できる。電子登録債権の発生に登録を要求している以上、登録事項の変更の効力発生にも変更登録を要するとすべきである。

2 変更登録手続

(1) 申請権者

a. 原則

ⅰ. 特定の登録の当事者及び当該登録について登録原簿上の利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、当該登録の変更登録の申請をすることができるものとする。

ⅱ. 申請権者が2人以上あるときは、イの申請は、全員でしなければならないものとする。

b. 改名等の場合の取扱い

a の口にかかわらず，登録原簿に記録された者の改名，住所変更等による氏名若しくは名称又は住所についての変更登録は，その者が単独で申請をすることができるものとする。他の者の権利義務に影響がないことが明らかな事項であって管理機関が業務規程で定めるものの変更登録についても同様とするものとする。

c. 一般承継が生じた場合の取扱い

イ. 電子登録債権に係る債務の債務者又は債権者等として登録された者に一般承継があった場合には，a の口にかかわらず，一般承継人は，単独で自己を債務者又は債権者等とする旨の変更登録の申請をすることができるものとする。

ロ. 共同相続

[A 案] 相続人が 2 人以上あるときは，各相続人は，単独で変更登録の申請をすることができるものとする。

[B 案] 相続人が 2 人以上あるときは，変更登録の申請は，相続人が全員でしなければならないものとする。

[C 案] 債務者の相続人が 2 人以上あるときは，各相続人は単独で変更登録の申請をすることができるが，債権者の相続人が 2 人以上あるときは，相続人が全員で変更登録の申請をしなければならないものとする。

(注) 電子登録債権又はこれに係る債務について一般承継があったときは，相続人その他の一般承継人は，変更登録をしなくても，当該債権又は債務を承継することとの関係で，共同相続の場合における変更登録の申請権者については，承継された債権又は債務の性質（第 2 の 2 (1) a の注及びの注参照）と関連させつつ，なお検討する。

ハ. 一般承継人の変更登録と譲渡登録の申請の関係

債権者の一般承継人は，被承継人の氏名等を一般承継人の氏名等に変更する旨の変更登録をすることなく，譲渡登録の申請をすることができるものとする。

(注) 債権者の一般承継人が一般承継により取得した電子登録債権の支払等登録をしようとするときも，当該一般承継人名義への変更登録を経ることなく支払等登録の申請をすることができるものとする。

a.イ. について

【意見】

基本的に賛成する。但し、「業務規程に別段の定めがある場合を除き」とされている点については、管理機関において適切な業務規程が作成されるよう充分な公的監督・規制がなされるべきである。

【理由】

本来、電子登録債権について当事者が変更を合意すれば、登録内容の変更が認められるべきであるが、管理機関のコンピュータ・システムや処理要領の関係で変更登録の許容限度を定めることは一定限度でやむを得ない。但し、管理機関の業務規程に定めれば自由に変更登録の制限ができるということになれば、当然認められるべき変更登録が認められないといった不相当な事態が生じる恐れがあり、適正な監督・規制がなされるべきである。

a.Ⅰ.について

【意見】

賛成する。

【理由】

登録の変更申請権者が2名以上いる場合、各申請権者に単独での変更登録申請を認めると、当該申請権者が恣意的な内容の変更登録を行う事態を防げない。また、各申請権者による変更申請が繰り返される可能性があり、登録への信頼性を害する。

b.Ⅰ.について

【意見】

賛成する。

【理由】

他の者の権利義務に影響がないことが明らかな事項であれば、単独で変更登録申請することを認めて差し支えない。

c.Ⅰ.について

【意見】

賛成する。

【理由】

一般承継の場合には、被承継人の申請は不可能であるため、一般承継人が単独で変更登録申請しうるとの趣旨であれば、特に問題はない。

c.Ⅱ.について

【意見】

[B案]に賛成する。

【理由】

電子登録債権では、不動産登記とは異なり、登録に権利の推定効があり、善意取得が認められることから考えると、債権の共同相続の場合には、遺言で当

該電子登録債権の相続人が指定されたりすることもあるため、単独での変更登録申請を認めるのは不適当である。これに対し、債務の共同相続の場合には、債務は各相続人の法定相続分に応じて分割に相続されるとするのが確定判例であるから、単独で変更登録申請しうるとの考え方もある。しかし、債務の相続が生じる場合に相続放棄がなされることはしばしばあり、単独申請を認める誤った登録が生じる恐れがある。

c.八.について

【意見】

反対する。

【理由】

登録原簿には権利変動の過程を出来るだけ忠実に表すべきである。また、一般承継人からの譲渡登録や債権者の一般承継人に対する支払等を原因とする支払等登録の効力等についての紛争が生じた場合を想定すると、誰が実際の譲渡人や弁済受領者であったのかが登録原簿上明確になっている方が望ましい。

(2) 当事者の申請

変更登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

電子登録債権の番号

変更の対象となる登録事項の特定に必要な事項

の記録を変更する旨

変更後の内容（登録事項を削除するときは、削除する旨）

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは代表者の氏名

管理機関が業務規程で定める事項

【意見】

賛成する。

【理由】

特に問題はないと思われる。

(3) 管理機関による登録

管理機関は、変更登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

当事者が申請した(2)の から までに掲げる事項

(2)の の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定める事項であって当事者が申請したもの

登録日

【意見】

賛成する。

ただし、本文の「遅滞なく」は、「直ちに」とすべきである。

【理由】

電子登録債権の信頼性を確保するためには、登録事項に変更があったときは時間差をおかず、その変更が登録に反映される必要がある。したがって、変更登録の申請があったときには、「遅滞なく」ではなく「直ちに」記録すべきである。

3 登録事項の変更の瑕疵

(前注) 変更登録の申請をすべき者の一部の申請がないにもかかわらず変更登録がされた場合、変更登録の申請をした者の一部の申請に係る意思表示が無効又は取り消された場合、当該申請が無権代理人等によって行われて表見代理等が成立しない場合、変更権限のない者が変更登録をした場合、変更登録をすることなく登録事項が変更された場合（いわゆる変造）等、登録事項の変更の要件を充たさずに変更が行われることを「変更の瑕疵」という。

【意見】

賛成する。

【理由】

変更登録につき、その態様の如何に関わらず、変更の要件を充たさずに変更が行われたということを「変更の瑕疵」として統一的に処理するのは妥当である。

(1) 変更前に債務を負担した者の責任

変更の瑕疵がある場合には、その変更がされる前に債務を負担した者は、変更前の登録内容に従って責任を負うものとする。ただし、変更登録の有効な申請をした者の間においては、当該申請をした債務者は、変

更後の登録内容に従って責任を負うものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

登録事項の変更に瑕疵ある場合、変更前の債務負担者につき、変更前の登録内容に従って責任を負うのは、変更前の債務負担者に不測の損害を蒙らせるものではなく、当事者の意思に合致する。また、変更登録の有効な申請をした者の間において、当該申請をした債務者が変更後の登録内容に従って責任を負うとしても、不測の損害を蒙らせることはなく、当事者の意思にも合致する。

(2) 変更後に債務を負担した者の責任

変更の瑕疵があっても、その変更がされた後に当該電子登録債権について債務を負担した者は、変更後の登録内容に従って責任を負うものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

変更後に債務を負担した者に登録内容に従った責任を負わせても不測の損害はなく、当事者の意思に合致する。

第7 その他

1 質権

(1) 質権の設定方法

電子登録債権の質入れは、当該電子登録債権の登録原簿に質権を設定する旨の登録（以下「質権設定登録」という。）をしなければ、その効力を生じないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権の発生や譲渡と同様に、当然、登録をしなければ電子登録債権に対する質権の効力はないとすべきである。

(2) 質権設定登録手続

- a. 当事者の申請質権設定登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

　　質権を設定する電子登録債権の番号

　　質権を設定する旨

　　質権者の氏名又は名称及び住所

　　被担保債権の債務者の氏名若しくは名称及び住所、被担保債権額

　　その他被担保債権の特定に関する事項（質権が根質権であるときは、被担保債権の範囲及び極度額）

（注）「極度額」を必要的申請事項・登録事項としているのは、後順位質権の設定登録も原則として認めること（(3)の注2参照）を前提とするものであって、包括根質を電子登録債権については認めないことを意味するものであるが、その当否については、後順位質権の設定登録を認めることの当否の問題と併せて、なお検討する。

　　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

　　代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

　　管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

質権設定登録の申請の当事者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、質権設定登録の申請において、aに掲げる事項のほか、質権が質権者を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨の記録を求めることができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

c. 法定外の任意的申請事項

質権設定登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、質権設定登録の申請において、aに掲げる事項以外の事項の記録を求めることができるものとする。

d. 管理機関による登録管理機関は、質権設定登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

　　当事者が申請したaの　から　まで、b及びcに掲げる事項

　　aの　の事項のうち、管理機関が登録事項として業務規程で定め

る事項であって当事者が申請したもの

登録日

(注) 管理機関は、業務規程により質権設定登録の申請の禁止をすることができる（第1の4(3)参照）。

【意見】

賛成する。

【理由】

aに定めるいずれの事項も、申請及び登録において、質権の設定や特定に必要な項目であり、また、b、c及びdについても特に問題はない。なお、aの注に関し、後順位質権の設定は電子登録債権の担保価値の利用度を高める観点から認めることに賛成である。また、「包括根質」については、「包括根担保権」を積極的に認めることの妥当性に疑問を有すること及び根質権を認めることによって担保機能が発揮できること等より、「包括根質」を認めないことに賛成である。

(3) 質権設定登録の効力

質権設定登録にも権利推定効、善意取得及び人的抗弁の切断を認めるものとする。

(注1) 電子登録債権を目的とする質権には、この試案に別段の定めがない限り、民法の債権質の規定が適用される。

(注2) 質権設定登録がされたとしても、質権設定者は、譲渡登録の申請や、後順位質権について質権設定登録の申請をすることができる（ただし、業務規程や発生登録において、質権設定者による譲渡登録等の申請を禁止又は制限することは可能である。）ものとして整理しているが、これらの申請をすることを認める必要があるのかどうかについては、なお検討する。

【意見】

賛成する。

【理由】

1. 本文につき、質権設定登録の効力として、譲渡登録と同様に、権利推定効、善意取得及び人的抗弁の切断を認めることは妥当である。
2. (注1)につき、特則以外は民法の原則に従うのが妥当である。
3. (注2)につき、電子登録債権の担保価値の通用性という観点から、後順位質権の設定を認めることに意味があり、また、管理機関が後順位質権の設定が煩雑であると考えれば、業務規程で質権設定やその譲

渡等に関して各種の制限を加えることができるので、これらの申請を認めても良いものと考える。なお、この項目に限ることではないが、管理機関が独自に業務規程によって制限することができるということは、利用者が電子登録債権を利用する際、誤解や思い違いをする恐れがある。そこで、これを防止するために、管理機関には、業務規程による制限等の内容を詳細に開示させる必要があろう。

(4) 転質等

転質、質権の移転等について、所要の規定を整備するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

転質、質権の移転などについて、電子登録債権においてこれを禁止する必要性はない。また、管理機関の能力に応じて業務規程によって禁止制限等ができるので、管理機関に特段の負担も掛けない。従って、転質等に関する所定の規定を設けることは妥当である。

2 信託

(1) 電子登録債権については、信託財産に属する旨を登録原簿に登録しなければ、当該電子登録債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

電子登録債権も私法上の権利であり、これが信託財産となりうることに問題はない。しかしこれを信託財産とする場合でも、電子登録債権はその発生・譲渡等において登録を効力要件としている以上、信託である旨を第三者に対抗するには信託であることが登録により公示されていなければならないとすることが妥当である。

(2) 登録手続

信託の登録は、発生登録、譲渡登録又は質権設定登録であって受託者

が債権者又は質権者として記録されているものにおいて、信託財産に属する旨を記録することにより行うものとする。

【意見】

特に異論はない。

【理由】

信託の登録手続を定めるものであるが、信託法での取扱いを踏まえた電子登録債権への信託の登録の手続を適正に定めるべきである。

3 登録原簿等の開示

(1) 登録事項についての開示

a. 次に掲げる者は、管理機関に対し、当該管理機関が業務規程で定める手数料を納付して、電子登録債権につき登録原簿に記録されている事項の閲覧又は当該事項の全部若しくは一部の証明をした書面若しくは電磁的記録（以下「証明書等」という。）の提供を請求することができるものとする。ただし、その者が当該事項を利益を得て第三者に通報するために請求を行ったときその他登録原簿に記録された者の利益を害するおそれがあるときは、この限りでないものとする。

自己の氏名又は名称が、いずれかの登録の当事者として登録原簿に登録されている者

これらの者の財産の管理及び処分をする権限を有する者

管理機関が業務規程で定める者

b. 管理機関は、業務規程で定めることにより、aのに掲げる者に対するaの請求による開示の範囲を限定することができるものとする。

c. 管理機関は、業務規程で定めることにより、法定外の任意的登録事項についての開示の範囲を限定することができるものとする。

d. b又はcにより開示の範囲を限定した場合において、登録原簿に記録されている事項で開示をしないものが生ずるときは、登録事項の証明書等の提供の場合にあっては開示をしない事項のあることを当該証明書等に記録し、閲覧の場合にあっては当該事実を閲覧者に告げなければならないものとする。

（注） cによる開示の範囲の限定のほかに、bによる開示の範囲の限定をする必要性と合理性があるのかどうか（aのに掲げる者について、必要的登録事項又は法定の任意的登録事項の全部又は一部を開示しないこととする必要性と合理性があるか）について、なお検討する。

【意見】

賛成する。

なお、（注）に規定するとおり、cによる開示の範囲の限定のほかに、bによる開示の範囲の限定をすることは認めて良いと考える。

(2) 申請に関する書面等についての開示

登録の申請において申請者として表示された者は、管理機関に対し、当該管理機関が業務規程で定める手数料を納付して、当該申請に関する書面（電磁的記録を含み、添付情報を含む。）の閲覧又はその謄本若しくは抄本（申請に関する情報が電磁的記録に記録されているときは、記録された情報の内容の全部又は一部を証明した書面又は電磁的記録）の提供を請求することができるものとする。当該申請につき利害関係を有する者についても、正当な理由があるときは、同様とするものとする。

（注）申請に関する書面等についての開示請求権者の範囲及び開示請求の要件については、なお検討する。

【意見】

賛成する。

【意見】

登録申請の申請者と表示された者に対し当該申請に関する書面の閲覧・謄抄本の提供を行うことに、特に異論はない。

(3) 閲覧の方法

登録原簿の閲覧及び申請に関する情報が電磁的記録に記録されている場合における当該情報の閲覧の方法は、記録されている事項を紙面に出力して表示する方法又は映像面に表示する方法の双方又はいずれかであって管理機関が業務規程で定めるものとする。

【意見】

特に異論はない。

(4) 登録原簿の登録内容の保存等

管理機関は、ある電子登録債権について、すべての登録について支払等登録又は登録事項を削除する変更登録がされた後一定期間、登録原簿

の登録内容を保存しなければならないものとする。

(注) 「一定期間」としてどの程度の期間が相当かについては、管理機関に対する監督の観点からの検討もされるものと考えられる。

【意見】

賛成する。一定期間とは権利義務の存否の問題の他、監督行政の見地からもその期間を決定することで異論はない。

4 電子登録債権に関する差押え等

電子登録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全（以下「差押え等」という。）に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定め、差押え等その他の処分の制限がされた場合の登録に関し必要な事項は、法律又は政省令において所要の規定を整備するものとする。

（後注）手形訴訟類似の簡易な訴訟制度は、設けないものとする。

【意見】

差押えにつき最高裁判所規則に委任することに異論はないが、「所要の規定の整備」という名目の下に、当初は予想もされなかつた規定がパブリックコメントの後に突如として法案で規定されることがこれまで存在した。所要の規定の整備という趣旨は技術的ないし事務的な規定を整備することのみを意味するはずであり、国民の権利義務に影響を与えるような規定を設けることはその範疇を超えることに留意されたい。

5 その他

以上のほか、罰則その他所要の規定を整備するものとする。

【意見】

「罰則その他所要の規定を整備」という趣旨も、技術的ないし事務的な規定を整備することのみであれば許容されるが、罰則も含め、国民の権利義務に影響を与えるような規定を設けることは「所要の規定の整備」との範疇を超えることに留意されたい。

別 紙 当連合会消費者問題対策委員会の意見

この制度が導入されれば、その流通性、安全性から、通常の指名債権譲渡にとって代わるおそれもあり、まさしく電子登録債権法制に関する中間試案の補足説明（以下「補足説明」という。）が述べるとおり、消費者保護の観点から、通常の指名債権譲渡を行った場合以上に、不利益的取り扱いがなされないように配慮しなければならない（補足説明 52 頁）。

その観点からは、中間試案が「電子登録債権に係る債務の債務者が消費者である場合には、人的抗弁の切断の規定の適用はないものとし、電子登録債権の譲渡人が消費者である場合であって、当該譲渡人に係る譲渡登録が権利移転の効力を有しないときは、善意取得の規定の適用はないものとする」としている（中間試案 14 頁）については、強く賛成する。法制度的には、端的に「消費者契約にかかる消費者を債務者とする債権」は、適用外とすべきであると考える。

加えて、既に当連合会は、割賦販売法 30 条の 4 の抗弁対抗について、「顧客にとって商行為となる取引」の除外規定の撤廃を求めていていることから（2003年12月20日、2006年7月21日の各意見書）、「消費者」のみならず、小企業、零細事業者についても、消費者に対するものと同様、「人的抗弁の切断の規定の適用はないものとし」、「善意取得の規定の適用はないものとする」必要があるというべきである。消費者と小企業、零細事業者の線引きは実際の救済の現場としてその線引きが難しいうえ、保護すべき実体としても消費者と小企業、零細事業者を区別する理由がない。当連合会としては、すべての事業者を債務者とする中間試案は、この点を十分検討しておらず、現時点では、反対せざるを得ない。

なお、補足説明の中で、消費者保護の相当性に関して「慎重に検討する必要がある」との疑問を呈している見解もあるが、上述の点から反対せざるを得ない。そもそも世上、転々と流通することを前提とした債権であり、かつ債務者が消費者である場合のほとんどが、現在、社会問題化している貸金業者との関係で生じた債権であることを看過した見解であるし、また、譲渡人が消費者である場合は、あえて譲渡人の保護を排してまで、債権の流通性を与える必要性に乏しいうえ、保護をはずせば、消費者に対する取立てを通じて、個人の債権が消費者の予測を超えて転々と流通する可能性すらあり、このような制度を認めると、消費者が有している財産たる債権を譲渡させるために、さらに取立てが悪質、巧妙化するおそれすらあるという点も否めない。

また、電子登録債権制度が整備されると、将来的に電子登録債権 자체が消費者向け

の債権市場に導入される可能性があり、当該消費者向けの電子登録債権について、その転々流通性を過度に保護することは、結果的に消費者保護に反し、電子登録債権市場の安定性、信頼性をかえってそぐ結果となるおそれすらある。

加えて、登録保証の独立性の点については、保証人が消費者である場合の配慮がなされていないようであるが（中間試案20頁、補足説明71頁）、この点は、債務者が消費者の場合、その保護が民法の保護以下になることは許されず、上記債務者が消費者であると同一の保護規定が必要であり、民法の規定を排除しない取り扱いが求められる。保証の問題について、当連合会は、消費者信用については消費者を保証人とすることを禁止、事業者信用については、保証意思の確認と厳格な書面交付を義務づける、保証人のクーリング・オフを認める、という要綱案を出しているところである（2003年8月、統一消費者信用法要綱案）。

また、中間試案5頁以下については、当連合会としては、これまで、SFCGの手形や公正証書問題に取り組んで、成果を上げてきているが、今回の中間試案では、手形にとって代わる制度としての電子登録債権については、その意思表示について、A-2案などをとれば、公正証書の作成について、白紙委任状または、それに近い委任状を取って、公正証書が作成されてきたという同じ事態が発生するおそれがある。登録については、選択肢から選ぶとすれば、A-1案とすべきである。善意取得、抗弁の切断に関する事項についてはABCいずれでもなく、善意取得、抗弁切断の規定を適用する旨の登録をした場合に限り、その効果を認め、登録しない以上、善意取得、抗弁切断の規定を適用すべきではない。

この点、公正証書の問題については、公証人に対する損害賠償請求などをしてきているところであるが、これが管理機関に対する損害賠償に代わると思われるところ、中間試案では、管理機関の責任は、実質的に基本的に認めない方向と読めるから、この点については配慮をすべきである。管理機関の責任は、無過失責任または、過失のないことを立証しない以上は、責任を免れない、とすべきである。

最後に、この電子登録債権制度を認めると、貸金業の規制等に関する法律、いわゆるサービス法（債権管理回収業に関する特別措置法）等の行為規制を免れる目的で、この制度が悪用される懸念もあり、電子登録債権の導入に関しては、なお時間をかけ、様々な意見を十分に聴取したうえで、慎重な検討がなされなければならないと考える。

以上